

家事事件を取り扱うADR事業者一覧（法務省認証ADR事業者）

令和8年3月現在

- 離婚・子の監護（監護者指定等）・養育費・親子（面会）交流・年金分割・財産分与・夫婦関係調整（円満調整）に利用できる事業者です。
- 以下のすべての事業者が**特定和解を取り扱っています**。 特定和解：かいつサポート（認証ADR）で成立した和解のうち、その和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたものについては、裁判所の決定を得ることにより、強制執行をすることができます（ただし一部例外があります）。
- サービスの詳細については各事業者にお問い合わせください。

項目/事業者名（法務省の認証番号順）	京都弁護士会	神奈川県弁護士会	愛知県弁護士会	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会	兵庫県弁護士会	東京司法書士会	公益社団法人 家庭問題情報センター （東京）	公益社団法人 家庭問題情報センター （名古屋）
共同親権制度下の子の監護等を巡る紛争（※1）について取扱い予定の有無	○	未定	○	○	○	○	○	未定
オンラインによる申込みの可否	-	-	-	-	-	○	-	-
ウェブ会議実施の可否	○	○	○	○	-	○	○	-
チャットでの手続の可否	-	-	-	-	-	-	-	-
資料のメール等での提出の可否	-	-	-	-	-	○	-	-
手続実施者の構成	弁護士 その他(建築士、不動産鑑定士、税理士、土地家屋調査士、弁理士)	弁護士	弁護士 その他(建築士、不動産鑑定士等の専門家)	(元)家裁調停委員 カウンセラー	弁護士	司法書士	(元)家裁調停委員 元家裁調査官 元裁判官	(元)家裁調停委員 元家裁調査官 元裁判官
手続実施者の人数	1人	1人	1～3人	2人	1人	2人	2人	1～2人
土日祝日対応の有無	手続実施者の判断による	-	土日祝日すべて	土日祝日すべて	-	土日祝日すべて	土日祝日すべて	土日祝日すべて
夜間対応の有無	-	-	○	○	-	○	○	○
同席調停・別席調停の別	当事者の希望による	原則別席	原則別席	原則同席	原則別席	原則同席	原則同席	原則同席
事前相談実施状況	対面で実施(有料)	なし	なし	対面で実施(無料)	対面で実施(有料)	オンライン等で実施(無料)	対面で実施(無料)	対面で実施(無料)
家事事件以外の取扱いの有無	○	○	○	○	○	○	-	-
対応可能な地域	全国	全国	全国	全国	全国	全国	首都圏 (オンライン調停は遠隔地居住者も可能)	愛知県
モデル事案における想定費用（※2）	直接事業者にお問い合わせください	10万円以上20万円未満	直接事業者にお問い合わせください	5万円以上10万円未満	10万円以上20万円未満	5万円以上10万円未満	5万円以上10万円未満	5万円以上10万円未満
親子（面会）交流支援の実施の有無	-	-	-	-	-	-	○	○
アピールポイント	弁護士が、公平中立な立場から、法律だけではなく調停や審判など裁判所での手続も見通した上で、解決に向けて話し合いを勧める手続です。	法曹経験7年以上の当会所属の弁護士が公正中立の立場から紛争の実情や当事者の意思を踏まえ、当事者の合意に基づいた、柔軟で抜本的な解決を目指します。	弁護士に加えて、建築士等の専門家あつせん人の関与や、医師が専門委員として関与することも可能であり、より専門性の高いあつせん・仲裁が可能。	紛争性が高くなければ、得意とする同席調停での話し合いを通じ、円満な解決ができると思われる。	金銭トラブル、交通事故、離婚、遺産相続、境界問題、建築紛争、障がい者に関する紛争、など広く民事・家事紛争全般を取り扱っています。 あつせん手続には、登録期間(裁判官・検察官の登録年数を含む)5年以上の弁護士が担当します。また、紛争類型に応じた候補者名簿を作成し事案に即した弁護士が担当します。	平日、土曜日、日曜日、祝日の10時～20時迄対応可。Web調停も実施しています。	人間関係の専門家が5回期日、3箇月以内の合意成立を目標にして調停を行います。 できる限り同席での話し合いを行い、双方当事者が納得できる解決をサポートします。 オンライン調停も実施しています。	子のいる夫婦の離婚では、親権者、養育費、親子交流、子の教育などの共同養育計画を立てておくことが大切です。当相談室では、同席での話し合いと間に立つ調停人との関わりにより、この計画作成のお手伝いをします。

※1 例えば、子の進学や転居等、共同親権者の合意の下に親権行使すべき事項に関する親権者間の合意や、監護の分掌等に関しあらかじめ合意をする場合等が想定されます。

※2 「離婚の合意ができていない夫婦が、子どもの養育費や親子交流の条件決めを行う」場合（期日を2回開催し、合意書を作成する場合を想定）にかかるおおよその費用を記載しています。

家事事件を取り扱うADR事業者一覧（法務省認証ADR事業者）

令和8年3月現在

- **離婚・子の監護（監護者指定等）・養育費・親子（面会）交流・年金分割・財産分与・夫婦関係調整（円満調整）**に利用できる事業者です。
- 以下のすべての事業者が**特定和解を取り扱っています**。 特定和解：かいつサポート（認証ADR）で成立した和解のうち、その和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたものについては、裁判所の決定を得ることにより、強制執行をすることができます（ただし一部例外があります）。
- サービスの詳細については各事業者にお問い合わせください。

項目/事業者名（法務省の認証番号順）	公益社団法人 家庭問題情報センター （大阪）	熊本県司法書士会	公益社団法人 民間総合調停センター	福岡県司法書士会	京都府行政書士会 （京都外国人の夫婦と親子に関する紛争 解決センター）	福岡県弁護士会	和歌山弁護士会	一般社団法人 I L C	小泉道子 （家族のためのADRセンター）
共同親権制度下の子の監護等を巡る紛争（※1）について取扱い予定の有無	未定	未定	○	○	○	○	○	○	○
オンラインによる申込みの可否	-	-	-	○	-	-	-	-	○
ウェブ会議実施の可否	○	○	○	○	○	○	○	-	○
チャットでの手続の可否	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資料のメール等での提出の可否	-	-	-	○	-	-	-	-	○
手続実施者の構成	弁護士 元家裁調査官 (元)家裁調停委員	司法書士 弁護士	弁護士 司法書士 臨床心理士	司法書士	行政書士 弁護士	弁護士	弁護士 その他(他の専門職があっせん人や専門 委員として関与する場合あり)	弁護士 元裁判官 (元)家裁調停委員	弁護士 元家裁調査官
手続実施者の人数	2人	1~2人	3人	1~2人	1人	1人	2人	3人	1人
土日祝日対応の有無	土日祝日すべて	土日祝日すべて	土曜日のみ	土日祝日すべて	土曜日のみ	原則平日。 当事者・あっせん人の都合が合え ば、土日祝も可能。	-	-	土日祝日すべて
夜間対応の有無	○	○	○	○	-	○	-	-	○
同席調停・別席調停の別	原則同席	原則同席	原則別席	原則同席	当事者の希望による	原則別席	原則別席	原則別席	当事者の希望による
事前相談実施状況	対面で実施(無料)	なし	なし	なし	オンライン等で実施(無料)	なし	なし	対面で実施(無料)	オンライン等で実施(有料)
家事事件以外の取扱いの有無	-	○	○	○	-	○	○	○	-
対応可能な地域	近畿一円	全国	全国	全国	京都府 (オンライン調停は全国)	全国	全国(ただし、本人申立ての場合は和 歌山弁護士会所属の弁護士による法 律相談を経ることが必要)	東京都及び周辺	全国
モデル事案における想定費用（※2）	5万円以上10万円未満	5万円以上10万円未満	1万円以上5万円未満	1万円以上5万円未満	1万円未満	10万円以上20万円未満	直接事業者に お問い合わせください	20万円以上30万円未満	5万円以上10万円未満
親子（面会）交流支援の実施の有無	○	-	-	-	-	-	-	-	-
アピールポイント	直接申し込まれたADR調停以外にも、有料相談の申込みがあり、かつ同相談がADRに繋がる可能性があるものについては、可能な範囲で分配担当者が相談を受け、ADR調停に導入するシステムとしています。	-	原則、1事件につき、申立ての内容に応じた和解あっせん人を3名(うち1名は必ず弁護士)選任します。多数の各種専門家が和解あっせん人候補者となっており、あらゆる民事紛争に対応できる体制となっています。	1 当事者の解決力を引き出す同席型調停 2 法的争点の解決のみならず心情面にも配慮した調停	離婚・別居・親権などの家庭問題が、外国人の在留資格にどのように影響するのか。この点を理解している専門家が手続を担当するため、離婚後の在留資格や別居している場合の不安に的確に答えることができます。	1 弁護士による解決 様々な紛争解決について経験豊富な弁護士があっせん人となるので、迅速かつ合理的な解決を期待できます。 2 取り扱う紛争に制限はありません。 上記のような法的紛争はもちろんです。単に謝罪や説明を求めるなどの申立ても広く受け付けます。 3 柔軟な手続 事案により、開催時間や場所について柔軟に対応します。	経験豊かな弁護士があっせん人となり、公正な立場に立ちつつ当事者の主張に傾聴し柔軟な手続運営を行うことにより、公正・迅速かつ妥当な紛争解決を強力にサポートいたします。	当団体は元裁判官、弁護士、調停委員を中心とした勉強会を母体として2016年に発足。様々な紛争内容に対し、経営豊富な専門家の中から2名が、当事者に寄り添いサポートして解決を目指します。	法律知識をベースに、調停技法や心理を学んだ調停人が担当します。納得度の高い合意形成プロセスを踏むことで、ことごとく大切な養育費と親子交流を取り決めるのみではなく、しっかりと履行されることを目指します。

※1 例えば、子の進学や転居等、共同親権者の合意の下に親権行使すべき事項に関する親権者間の合意や、監護の分掌等に関しあらかじめ合意をする場合等が想定されます。

※2 「離婚の合意ができていない夫婦が、子どもの養育費や親子交流の条件決めを行う」場合（期日を2回開催し、合意書を作成する場合を想定）にかかるおおよその費用を記載しています。

家事事件を取り扱うADR事業者一覧（法務省認証ADR事業者）

令和8年3月現在

- 離婚・子の監護（監護者指定等）・養育費・親子（面会）交流・年金分割・財産分与・夫婦関係調整（円満調整）に利用できる事業者です。
- 以下のすべての事業者が**特定和解を取り扱っています**。 特定和解：かいつサポート（認証ADR）で成立した和解のうち、その和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたものについては、裁判所の決定を得ることにより、強制執行をすることができます（ただし一部例外があります）。
- サービスの詳細については各事業者にお問い合わせください。

項目/事業者名（法務省の認証番号順）	一般社団法人 びじっと・離婚と子ども問 題支援センター	ミドルマン株式会社 (Teuchi テウチ)	一般社団法人 りむすび	一般社団法人 Actellus	一般社団法人 オンネリ	株式会社 チャイルドサポート	GUGEN Software株式会社	一般社団法人 TokyoBay 共育・共生プロジェクト
共同親権制度下の子の監護等を巡る紛争 （※1）について取扱い予定の有無	○	○	○	○	○	○	○	○
オンラインによる申込みの可否	○	○	○	○	○	○	○	○
ウェブ会議実施の可否	○	-	○	○	○	○	○	○
チャットでの手続の可否	○	○	-	-	-	○	○	-
資料のメール等での提出の可否	○	○	○	○	○	○	○	○
手続実施者の構成	弁護士 親子交流支援者等	弁護士	弁護士 カウンセラー	(元)家裁調停委員(兼カウンセラー・ 司法書士) 弁護士 家裁調査官	弁護士 (元)家裁調停委員	弁護士	弁護士 (元)家裁調停委員 カウンセラー	対人支援職(コーチ)
手続実施者の人数	2人	1人	2人	2人	1人	1人	1~2人	1人
土日祝日対応の有無	土日祝日すべて	土日祝日すべて	土日祝日すべて	土曜祝日	土日祝日すべて	土日祝日すべて	土曜日のみ	土日祝日すべて
夜間対応の有無	○	○	○	○	○	○	○	○
同席調停・別席調停の別	当事者の希望による	当事者の希望による	原則同席	当事者の希望による	当事者の希望による	当事者の希望による	原則別席	原則同席
事前相談実施状況	オンライン等で実施(有料)	オンライン等で実施(無料)	オンライン等で実施(有料)	オンライン等で実施(有料)	オンライン等で実施(有料)	オンライン等で実施(無料)	オンライン等で実施(無料)	オンライン等で実施(有料)
家事事件以外の取扱いの有無	-	-	-	-	-	-	-	-
対応可能な地域	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
モデル事案における想定費用（※2）	5万円以上10万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上20万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上20万円未満	10万円以上20万円未満	5万円以上10万円未満	直接事業者に お問い合わせください
親子（面会）交流支援の実施の有無	○	-	○	-	○	-	○	-
アピールポイント	①Zoomを利用して、自宅で調停ができます ②土日祝日、夜間も可能です(8:00~22:00) ③びじっと利用者の場合、親子交流の現場とADRが連携して課題解決を支援します ④親子交流支援の知見を活かし、現場感のある結論をサポートします	Teuchi(テウチ)は国内初のチャットADR。完全オンラインで相手と会わず仕事や育児の合間に離婚条件(親権・養育費等)を整理し、最短2週間で公正証書まで。税込5万円～。実績多数で安心です。	・弁護士とカウンセラーが仲裁し、感情と条件の調整を行う ・共同養育・親子交流の具体的なケースを多数蓄積している ・合意形成後の継続的な実践まで見据えた支援が可能 ・「夫婦から父母へ」役割転換できるよう関係性の再構築を重視	家裁調停委員経験者(10年以上)や経験豊富なカウンセラーが、話し合いや取り決めをサポート。 ●法律と心理、両面から解決支援 ●中立公平で高い専門性 ●改正家族法(共同親権、親子交流など)に対応、養育計画をサポート	離婚後の関係継続を見ずえて、子どもの成長を真ん中におくこと、個別のケースにそった柔軟な解決をめざすことにより、当事者双方が納得のいく話し合いをサポートしています。	改正民法施行後も、父母が継続して協力できる具体的な合意形成を迅速に支援します。実績豊富な調停人が、対立を解消し「子のための解決」へ導きます。「子のための解決」へ導きます。設定し、父母が負担なく継続的に実施する仕組みを提供します。	オンラインで完結し、親子交流支援の実務経験をもとに実現可能な合意を目指します。養育費や親子交流の合意内容を、離婚後の子育てアプリ「ラエル」に設定し、父母が負担なく継続的に実施する仕組みを提供します。	対人支援の専門家が調停者として、共同親権時代に必要な父母の関係性調整に特化。子育て負担や協力関係の構築を重視し、欧米のメデイエーション技術を用いて父母双方の想いを聴きながら共同養育計画を作成します。

※1 例えば、子の進学や転居等、共同親権者の合意の下に親権行使すべき事項に関する親権者間の合意や、監護の分掌等に関しあらかじめ合意をする場合等が想定されます。

※2 「離婚の合意ができていない夫婦が、子どもの養育費や親子交流の条件決めを行う」場合（期日を2回開催し、合意書を作成する場合を想定）にかかるおおよその費用を記載しています。